

学長の業務執行状況の評価結果について

平成30年3月7日
国立大学法人京都工芸繊維大学
学 長 選 考 会 議

国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考会議は、「国立大学法人京都工芸繊維大学学長選考会議規則」第3条第4号の規定に基づき、学長の業務執行に関する状況について、下記のとおり評価を実施しました。

記

1. 実施方法

「国立大学法人京都工芸繊維大学における学長の業務執行状況についての評価の実施に関する要項（以下「要項」という。）」第3の規定に基づき、学長選考時の所信表明、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う本学の業務の実績に関する評価の結果、中期目標・中期計画及び概算要求の経過、監事による監査の結果、学長との面談の結果等を総合的に勘案し、監事の意見を聴取した上で評価を実施した。

2. 評価期間

要項第4の規定に基づき、学長の任期の初日（再任された任期の初日：平成27年4月1日）から当該業務執行状況評価の実施時（平成30年3月7日）までを評価期間とした。

3. 評価結果

就任期間中、京都工芸繊維大学の国際性、地域貢献活動及び産業界への貢献を常に念頭に置き、学長としてのリーダーシップを十分に発揮することによって、当初の任期中（平成24年4月1日～平成27年3月31日）に構想し、策定された3つの拠点形成事業及び3つのプロポーショナル改革を着実に遂行し、成果を上げている。

また、「『デザイン』を基軸としたグローバル機能強化」及び「『地域』から『世界』を見据えた人材育成機能強化」を本学の重点戦略に掲げ、これらの機能強化に関する各種事業を積極的に推進している。

以上を踏まえ、学長の業務は適切に執行されていると評価した。